

第 54 回 知的財産管理技能検定

2 級 学科試験

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2026年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、著作権法上の職務著作の成立要件として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、著作物はプログラムに係るものではないものとする。

- ア 法人等の業務に従事する者が職務上作成すること
- イ 契約や就業規則に予め職務著作の対価に関する規定を定めておくこと
- ウ 公表する場合に法人等の著作名義で公表されるものであること
- エ 著作物の作成時における契約等に別段の定めがないこと

問2

ア～エを比較して、特許出願の分割、出願の変更に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。
- イ 特許出願人が、特許法第44条（特許出願の分割）第1項に基づいて、出願をした場合には、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなされる。
- ウ 実用新案登録出願人は、実用新案登録出願を特許出願に、いつでも、変更することができる。
- エ 実用新案登録出願人が、特許法第46条（出願の変更）第1項に基づいて、実用新案登録出願を特許出願に変更した場合には、もとの出願は、取り下げたものとみなされる。

問3

ア～エを比較して、自社で開発中の技術が他社の特許権の権利範囲に含まれることを発見した場合の考え方として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他社から特許権侵害訴訟を提起された場合には、特許無効審判を請求していることを条件として、いわゆる特許無効の抗弁をすることができる。
- イ 特許権者に対してライセンス交渉を求めたが不調に終わった場合には、事業化を断念することも選択枝の1つである。
- ウ 自社で開発中の技術が他社の特許権の権利範囲に含まれることを発見しただけでは、特許庁に判定の請求をすることはできない。
- エ 特許を取り消すことができるとされる先行文献を発見した場合には、特許異議の申立てによって設定登録後いつでも特許権を消滅させることができる。

問4

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務発明について、その発明をした従業者が特許を受けた場合、使用者は法定通常実施権を取得する。
- イ 法人の役員は従業者ではないので、当該役員のなした発明は、職務発明とはならない。
- ウ 発明すること自体が職務に含まれていなければ、職務発明に該当しない。
- エ 職務発明に該当するためには、会社の定款に記載された業務範囲に属する発明であることが必要である。

問5

ア～エを比較して、商標権に係る使用权に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者であっても、専用使用权を設定したときは、その範囲内で登録商標を使用することはできない。
- イ 専用使用权者は、自己の専用使用权を侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止を請求することができる。
- ウ 専用使用权者は、商標権の存続期間の更新登録の申請をすることができる。
- エ 商標権者は、指定商品に類似する商品について、通常使用权を他人に許諾できない。

問6

ア～エを比較して、不正競争防止法第2条第1項第2号（著名表示冒用行為）に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 本号で保護される商品等表示として、権利が消滅した意匠であっても、保護の対象となる場合がある。
- イ 本号に該当する行為が、普通名称を普通に用いられる方法で使用した行為であっても、差止めや損害賠償請求の対象となる。
- ウ 本号に該当する行為が、他人の商品等表示が著名になる前からそれと同一又は類似の商品等表示を使用した行為であれば、差止めや損害賠償請求の対象とはならない場合がある。
- エ 本号で保護される商品等表示は、市場で混同が生じていなくても、使用しただけで違法となる。

問7

ア～エを比較して、著作隣接権制度に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演家とレコード製作者は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合の二次使用料を受ける権利を有する。
- イ レコード製作者とは、レコードを発行した者をいう。
- ウ 実演家は公表権を有するため、その実演を無断で公表された場合、公表を差し止めることができる。
- エ 放送事業者は、複製権は有しないが、送信可能化権は有する。

問8

ア～エを比較して、契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 売買契約の当事者が相手方と通じて真意ではなく売買契約をしたとしても、善意の第三者に対して売買契約が無効であると主張できない。
- イ 意思表示に錯誤があった場合、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、その意思表示を取り消すことができる。
- ウ 契約不適合責任は、民法上定められた規定であるので、当事者間の契約によって、排除することはできない。
- エ 契約は申込みと承諾の意思表示が合致した時に成立するので、口頭による契約であっても無効とはならない。

問 9

ア～エを比較して、種苗法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 育成者権の存続期間は登録の日から10年間であるが、申請により存続期間を更新することができる。
- イ 育成者権者により登録品種の種苗が譲渡された場合には、その種苗を用いていかなる地域で収穫物が生産されたとしても、育成者権の効力は及ばない。
- ウ 品種登録を受けるためには、均一性、安定性、区別性及び未譲渡性の要件を満たすことが必要である。
- エ 育成者権の効力は、農業者が登録品種に係る収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用する行為に対して及ばない。

問 10

ア～エを比較して、パリ条約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。
- イ 司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、各同盟国の法令の定めるところによる。
- ウ 同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされる。
- エ 各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されことなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受する。

問 11

ア～エを比較して、地理的表示法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 地理的表示の登録を受けるためには、申請書を特許庁長官に提出しなければならない。
- イ 地理的表示は、地域団体商標と同様に、役務に対しても登録することができる。
- ウ 地理的表示は、法人格がない団体でも登録申請をすることができる。
- エ 地理的表示が侵害された場合には、登録者は裁判所に差止めを請求することができる。

問 1 2

ア～エを比較して、国内優先権の主張を伴う特許出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国内優先権の主張を伴う特許出願は、先の出願の日から 1 年 4 カ月以内にしなければならない。
- イ 国内優先権の主張を伴う特許出願に係る特許権の存続期間は、先の出願の日から 2 0 年をもって終了する。
- ウ 国内優先権の主張を伴う特許出願は、先の出願の日から 1 年 6 カ月を経過したときに出願公開される。
- エ 国内優先権の主張を伴う特許出願についての出願審査の請求は、後の出願と同時にする必要がある。

問 1 3

ア～エを比較して、意匠法に規定される法目的に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 経済及び産業の発展に資すること
- イ 文化の発展に寄与すること
- ウ 産業の発達に寄与すること
- エ 需要者の利益を保護すること

問 1 4

ア～エを比較して、著作権法上の保護の対象となる著作物として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 無言劇
- イ 建築
- ウ 講演
- エ プログラム言語

問 15

ア～エを比較して、特許請求の範囲又は発明の詳細な説明の記載要件に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許請求の範囲は、請求項に区分して、各請求項毎に特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載したものであること
- イ 発明の詳細な説明の記載は、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること
- ウ 特許請求の範囲の記載において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一でないこと
- エ 特許請求の範囲の記載において、特許を受けようとする発明が明確であること

問 16

ア～エを比較して、商標登録出願に係る商標に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、商標法第3条第2項（使用による特別顕著性）の適用は考えないものとする。

- ア 商標登録出願に係る商標が、日本国内において、政府等以外の者が開設する博覧会の賞と同一の商標に該当する場合には、当該博覧会が特許庁長官により指定されている場合に限り、そのことを理由として商標登録を受けることができない。
- イ 商標登録出願に係る商標が、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標に該当する場合には、そのことを理由として商標登録を受けることができない。
- ウ 商標登録出願に係る商標が、ありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当する場合には、そのことを理由として商標登録を受けることができない。
- エ 商標登録出願に係る商標が、商品等の品質等の誤認を生じるおそれがある商標に該当する場合には、そのことを理由として商標登録を受けることができない。

問 17

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権の設定は、文化庁に登録しなければ効力を生じない。
- イ 著作権は、著作権に係る著作物を最後に出版した後3年を経過するまでの間、存続する。
- ウ 著作権を設定することができるのは、著作物の複製権又は公衆送信権を有する者である。
- エ 著作物の複製権を有する者は、著作権を設定した範囲内であっても、自由に当該著作物の複製を行うことができる。

問 18

ア～エを比較して、特許権等の権利行使に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 専用実施権者は、特許発明を実施している者に対して、特許権者と共同でなくても、単独で専用実施権の侵害行為の停止を求めることができる。
- イ 特許権者は、特許発明を実施している者に対して、警告をした後でなければ、差止請求権を行使することはできない。
- ウ 特許権者は、侵害者が特許権侵害により、法律上の原因なく利益を得たことにより損害が生じた場合には、侵害者が得たすべての利益の返還を請求することができる。
- エ 特許権者は、特許発明を実施している者に対して、差止請求をしなければ、損害賠償請求権を行使することができない。

問 19

ア～エを比較して、商標登録出願の拒絶理由通知に対する対応に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶理由に係る指定商品等を指定した分割出願を行う。
- イ 出願に係る商標を類似する商標に補正する手続補正書を提出する。
- ウ 拒絶理由に係る指定商品等を削除する手続補正書を提出する。
- エ 審査官の見解に対する反論を記載した意見書を提出する。

問 20

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際出願をする場合には、日本語で出願をすることができる。
- イ 国際出願後に国際予備審査を請求した後は、請求の範囲についてのみ補正をすることができる。
- ウ 国際出願後に国際調査が行われ、国際調査見解書において特許性があるとされた場合には、指定国において方式審査のみが行われ、特許性の審査が行われずに特許権が発生する。
- エ 国際出願をした場合には、その後、権利取得を目的とする指定国において所定の国内移行手続を、優先日から3年以内にする必要がある。

問 2 1

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 共同著作物の著作権については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を質権の目的とすることができない。
- イ 著作権の譲渡を第三者に対抗するためには、登録が必要である。
- ウ 著作権者から著作物の利用許諾を得た者は、著作権者の承諾を得なくとも、その著作物を利用する権利を第三者に譲渡することができる。
- エ 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

問 2 2

ア～エを比較して、特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 最後の拒絶理由通知を受けた場合には、当該拒絶理由通知を受けた時の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内に限り明細書の補正をすることができる。
- イ 最初の拒絶理由通知を受けた後に特許請求の範囲について補正をする場合には、補正前の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明と、補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。
- ウ 補正が認められると、補正をした内容は出願時に遡って効力を生じる。
- エ 最後の拒絶理由通知を受けた場合には、特許請求の範囲に関して請求項の削除や誤記の訂正を目的とした補正をすることができる。

問 2 3

ア～エを比較して、関連意匠又は動的意匠に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることはできない。
- イ 動的意匠には、物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する意匠が含まれる。
- ウ 動的意匠については、願書に添付する図面に代わり、ひな形又は見本を提出しなければならない。
- エ 関連意匠については、本意匠に係る意匠登録出願の日から3年以内に出願しなければならない。

問 2 4

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア ベルヌ条約の加盟国では、著作物に©の記号、著作権者名、及び最初の発行年を表示することにより、その表示年に創作があったものと推定される。
- イ 映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。
- ウ 著作権の譲渡契約において、翻訳権、翻案権等が譲渡の目的として特掲されていない場合は、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定される。
- エ 映画の著作物の著作権は、その映画の著作物の公表後 70 年を経過するまでの間、存続する。

問 2 5

ア～エを比較して、特許権における先使用に基づく通常実施権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 当該通常実施権は、特許権者の承諾を得なくても認められる。
- イ 当該通常実施権は、特許出願の際現にその発明の実施である事業を開始していなければ認められない。
- ウ 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をした場合だけでなく、特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した場合にも、当該通常実施権が認められることがある。
- エ 特許を受けた発明の完成時よりも、後に発明を完成した場合であっても、特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をした場合であれば、当該通常実施権が認められることがある。

問 2 6

ア～エを比較して、特許ライセンス契約に関して、独占禁止法における不公正な取引方法に該当する可能性が低い行為として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許ライセンス契約において、ライセンスを受けた者が改良発明をした場合に、その権利をライセンスした者に帰属させること
- イ 特許ライセンス契約において、許諾に係る製品の販売地域を制限すること
- ウ 特許ライセンス契約において、特許権の消滅後にその技術を使用することを制限すること
- エ 特許ライセンス契約終了後に、特許ライセンスを受けた者がライセンスした者の競合品を取り扱うことを禁止すること

問 27

ア～エを比較して、特許料の納付に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者以外の者は、特許料を納付することはできない。
- イ 設定登録を受けるための特許料が所定の期間内に納付されない場合、その特許出願は拒絶される。
- ウ 特許出願人の請求により、設定登録を受けるための特許料の特許査定の際の謄本の送達後の納付期間は、延長される場合がある。
- エ 特許権者は、第4年以後の特許料について、一時に複数年分を納付することができない。

問 28

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 私的使用目的で作成された著作物の複製物を、業務での使用目的で頒布することができる。
- イ 他人の著作物に依拠せず自ら独自に創作した著作物が、それより前に創作された他人の著作物と偶然酷似したものである場合、その他人の著作権を侵害する場合がある。
- ウ 公正な慣行に合致し、正当な範囲内で行われるものであれば、公表されていない著作物であっても引用して利用することができる。
- エ 営利目的ではなく、聴衆又は観衆から料金を受けず、実演家に報酬が支払われない場合であれば、公表された著作物を著作権者の許諾を得ずに公に上演することができる。

問 29

ア～エを比較して、IPランドスケープに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア IPランドスケープは、事業の根幹を担う研究開発戦略の立案に活用するため、知的財産に関する情報を、研究開発部門と共有する業務である。
- イ アライアンス候補先企業の探索のために候補先企業に関する技術情報の分析を行うことは、IPランドスケープの業務に含まれる。
- ウ IPランドスケープにおいて扱う情報は、特許情報には限定されないが、マーケット情報等のいわゆるビジネス情報は含まれない。
- エ IPランドスケープには、自社技術の新規用途を見つけるかたちでの新規事業の提案といった業務は含まれない。

問 3 0

ア～エを比較して、特許権の設定登録前の特許出願に基づく警告を受けた者のとり得る措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許庁長官への情報提供
- イ 設定登録前の特許異議申立て
- ウ 自社製品の設計変更
- エ 仮通常実施権の許諾の申入れ

問 3 1

ア～エを比較して、商標法に規定する登録異議の申立て又は審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 不使用取消審判の請求前 3 カ月からその審判の請求の登録の日までの間に、日本国内において商標権者がその請求に係る指定商品についての登録商標の使用をした場合であって、当該登録商標の使用がその審判の請求がされることを知った後である場合には、商標登録は取り消されることがある。
- イ 商標掲載公報の発行日から 2 カ月経過後であっても、利害関係人であれば登録異議の申立てをすることができる。
- ウ 商標登録が商標法第 3 条第 1 項第 1 号（普通名称）の規定に違反してされたとき、商標権の設定登録の日から 3 年を経過した場合であっても、商標登録の無効審判を請求することができる場合がある。
- エ 不使用取消審判において、請求に係る指定商品と類似する役務についてのみ商標権者が登録商標を使用している場合、商標登録は取り消されることがある。

問 3 2

ア～エを比較して、特許要件に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願に係る発明が、当該特許出願後、当該特許出願が公開される前に日本国内において、公然実施をされた発明と同一の場合には、特許を受けることができない。
- イ 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、公知技術に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明については、特許を受けることができない。
- ウ 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の発明者のみがその発明について特許を受けることができる。
- エ 明細書の発明の詳細な説明の記載要件に関しては、特許異議の申立ての理由とすることができない。

問 3 3

ア～エを比較して、著作権等の侵害又は行使に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 譲渡権者の許諾を得て公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物を公衆に再譲渡する場合、譲渡権の効力は及ばない。
- イ 著作権を侵害している者だけでなく、侵害するおそれがある者に対しても差止請求権を行使することができる。
- ウ 過失により他人の著作権を侵害した者に対しては、刑事罰として拘禁刑又は罰金が科せられる。
- エ 国内で頒布する目的で、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為は、著作者人格権を侵害する行為とみなされる。

問 3 4

ア～エを比較して、関税法における模倣品の水際取締りに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 育成者権を侵害する物品は、輸入してはならない貨物の対象とはならない。
- イ 他人の商品の形態を模倣した商品は、輸入してはならない貨物の対象とはならない。
- ウ 税関長は、輸入されようとする貨物が、知的財産侵害物品に該当すると認定した場合、裁判所の判決によらず、その貨物を没収して廃棄することができる。
- エ 特許権者は、認定手続がとられたときは、税関長に対し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。この求めがあった場合、税関長は、政令で定めるところにより特許庁長官に対し意見を求めなければならない。

問 3 5

ア～エを比較して、契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権譲渡契約において、譲受人が譲渡対価を支払うまでは、譲渡人である特許権者は、譲渡対価の支払の履行期限にかかわらず譲渡に係る債務の履行を拒むことができる。
- イ 契約関係にある当事者間において相手方の行為により損害を被ったとしても、契約書に規定のない事項による場合は、損害賠償請求をすることができない。
- ウ 契約の内容につき債務不履行があったとしても、相手方はこれを理由に解除できない場合がある。
- エ 売買契約の目的物として特定した物が買主の納品先に運送中に天災により双方当事者の責任なく滅失した場合、買主は代金の支払を拒むことができない。

問 3 6

ア～エを比較して、特許無効審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許無効審判は、複数の者により共同して請求される場合がある。
- イ 特許無効審判は、特許権の消滅後においても、請求される場合がある。
- ウ 特許無効審判は、利害関係人以外により請求される場合はない。
- エ 特許無効審判の審決に対する訴えは、東京地方裁判所に提起する。

問 3 7

ア～エを比較して、著作権、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 素材が著作物である編集著作物を複製する場合、素材である著作物と編集著作物の著作権者全員から許諾を得ることが必要になる場合がある。
- イ 著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。
- ウ ベルヌ条約には、内国民待遇の原則が規定されている。
- エ 日本国民の著作物であっても、ベルヌ条約未加盟国において最初に発行された著作物は、日本の著作権法の保護対象とはならない。

問 3 8

ア～エを比較して、弁理士法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士は、特許無効審判の請求に関して相談を受け、助言を与えた後であっても、当該特許無効審判について相手方である特許権者の代理人となることができる。
- イ 弁理士は、補佐人としての業務を行うことはできない。
- ウ 意匠権の設定のための登録料の納付手続は、弁理士以外の者が業務として行うことができない。
- エ 特許権の侵害訴訟において、弁理士は単独で代理することができない。

問 39

ア～エを比較して、特許出願人が特許出願前に行う先行技術調査等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本での登録可能性を確認する目的においては、外国のみで知られ、日本では知られていない発明については、調査する必要はない。
- イ 先行技術調査では、他社の未公開特許出願も対象となる。
- ウ 先行技術となる公開特許公報が発見された場合、その特許請求の範囲に記載された発明のみを検討すればよい。
- エ 特許出願に係る発明に関連する文献公知発明を知っている場合には、当該文献公知発明に関する情報を明細書に記載する必要がある。

問 40

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務著作に係る著作物の著作者人格権は、その著作物を作成した従業者ではなく法人が有する。
- イ 著作者人格権は相続の対象となる。
- ウ 著作者人格権を侵害された場合、著作者は侵害者に対して損害賠償を請求することができない。
- エ 著作物の創作を他者に委託した場合、業務委託契約に委託者を著作者とする定めがあれば、委託者が著作者人格権を有する。

【2級学科】

番号	正解
問1	イ
問2	ウ
問3	イ
問4	ア
問5	ウ
問6	イ
問7	ア
問8	ウ
問9	ウ
問10	ウ
問11	ウ
問12	ウ
問13	ウ
問14	エ
問15	ウ
問16	ア
問17	ウ
問18	ア
問19	イ
問20	ア
問21	ウ
問22	ア
問23	イ
問24	ア
問25	イ
問26	イ
問27	ウ
問28	エ
問29	イ
問30	イ
問31	イ
問32	イ
問33	ウ
問34	ウ
問35	ウ
問36	エ
問37	エ
問38	エ
問39	エ
問40	ア